

名取市教育委員会における各種行事に対する後援事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における教育委員会以外の者又は団体（以下「団体等」という。）が主催する事業の後援名義使用に係る手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業を行う団体等に対し、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 主催者が次のアからオまでのいずれかに該当するものであること。

ア 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又はこれらに準じる団体

イ 学校の連合体又は学校を主な構成員とする団体

ウ 公益社団法人又は公益財団法人（申請団体の上位に属する団体が公益社団法人又は公益財団法人の場合を含む。）

エ 新聞社、放送局等の報道機関

オ その他教育長が適当と認める団体等

(2) 行事が次に掲げる全ての要件を満たす行事であること。

ア 主催者の存在及び責任の所在が明確であり、かつ、当該行事を完遂する能力が十分であると認められるものであること。

イ 本市の教育、学術、文化、スポーツ等の振興に寄与する行事で、公益性があること。

ウ 法令に違反しないこと。

エ 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。

オ 営利を目的としないこと。（入場料、出展料、参加料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、入場料等が必要最小限の実費相当額であり、主催者の私的な利益を目的としないと判断される行事に限る。）

カ 宗教的又は政治的目的を有しないこと。（特定の思想信条や政治的内容をホームページや刊行物等で公表している団体が行う行事については、行事内容が公平中立のものであっても承認しない。）

キ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

ク 不特定又は多数の者を対象とすること。

ケ 過去に後援の決定を受けた行事にあっては、第8条に規定する報告書等が提出されており、かつ、適正に行事が行われていること。

コ その他不適当と認めることがないこと。

(申請の手続)

第3条 後援名義使用承認を受けようとする団体等の代表者は、次の各号に掲げる書類をあらかじめ教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 後援名義使用申請書
- (2) 事業の目的及び内容が把握できる書類
- (3) 主催者や出演者の詳細と実績が把握できる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) 定款、会則等その団体の概要を示す書類（国又は他の地方公共団体以外の団体が、初めて申請する場合に限る）
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、原則として後援名義を使用する日の1月前までに行わなければならない。

(承認の可否)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を決定したときは後援名義使用承認通知書により通知するものとする。

2 教育委員会は、後援名義使用が不適当と認めたときは、後援名義使用不承認通知書により、不承認の理由を明記して通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 教育委員会は、後援名義使用の承認には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 後援の名義使用を当該行事以外に行わないこと。
- (2) 事業の実施に関し発生した事故等について、教育委員会は一切の責任を負わない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の内容に応じて特に教育委員会が必要と認めた事項。

(変更)

第6条 第4条第1項の規定により承認を受けた団体等(以下「承認団体等」という。)は、後援名義使用承認通知の後で事業内容に変更が生じたときは、直ちに後援行事変更報告書により教育委員会に届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第2条第2号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 第5条に規定する条件に違反したとき。

(4) 承認を受けた者から取消しの申出があったとき

(5) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育委員会は、前項により承認を取り消したときは、後援名義使用取消通知書により承認団体等に通知するものとする。

(事業報告)

第8条 承認団体等は、当該承認に係る事業が終了したときは、速やかに後援名義使用事業報告書に実施内容が確認できる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行の日の前日までに申請のあった行事に対する承認基準は、なお従前の例による。